

第11期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

開催場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内

N C B会館 3階「花の間」

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・会場にご出席される株主様には、アルコール消毒液の使用、マスクの着用及び検温へのご協力をお願いいたします。
- ・会場にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 第11期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
■ 添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38



サノヤスホールディングス株式会社

証券コード 7022
2022年6月2日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤスホールディングス株式会社
取締役社長 北 達 伊 佐 雄

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁のご案内に従って2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内 NCB会館 3階「花の間」
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
 - 報 告 事 項 1. 第11期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知添付書類への記載に代えて、当社ウェブサイト (<http://www.sanoyas.co.jp>) に掲載しております。

■事業報告

- 新株予約権に関する事項
- 株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(注) 添付しております事業報告は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部です。また、添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト (<http://www.sanoyas.co.jp>) において掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時 2022年6月21日（火曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分入力分まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

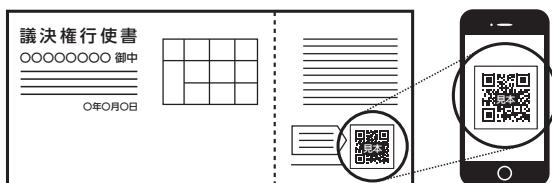
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2022年6月20日(月曜日)午後5時30分入力分まで)

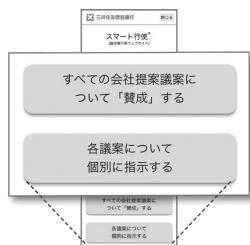
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

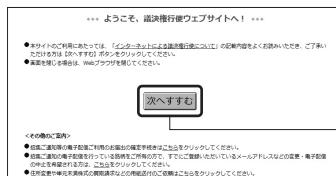
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

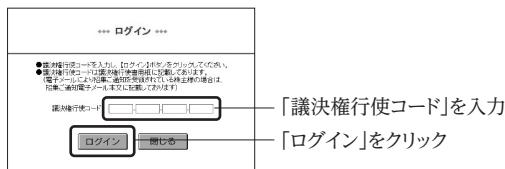
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

安定的な配当の継続及び今後の事業展開並びに当期業績及び財務状況等を総合的に勘案し、第11期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額165,451,030円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものです。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線__は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条(条文省略) (参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <div style="text-align: center;"><新設></div>	第1条～第15条(現行どおり) <div style="text-align: center;"><削除></div> (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>② <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p> <p>② <u>施行日から次の定めを有する。なお、本定めは、2023年2月末日もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有する。</u></p> <p><u>当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>③ <u>本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため3名（社外取締役1名を含む。）を増員して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえだ たかし 上田 孝 (1952年7月25日生)	2002年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 2005年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 2006年4月 同行常務執行役員 2007年5月 SMBCセンターサービス株式会社（現SMBCオペレーションサービス株式会社）代表取締役社長 2008年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）副社長執行役員 2008年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年10月 当社代表取締役社長 2021年3月 当社代表取締役会長【現任】 （取締役候補者とした理由） 取締役社長として長年経営を担ったのち、現在は取締役会長を務め、当社グループの事業に通じており、豊富な経験と実績を活かして当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	168,048株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	きた つじ い さ お 北 達 伊 佐 雄 (1960年3月28日生)	<p>2012年4月 株式会社三井住友銀行執行役員法人審査第二部長 2013年4月 同行執行役員法人部門副責任役員（法人審査第二部） 2014年4月 同行執行役員ホールセール部門副責任役員（法人審査第二部） 2015年5月 SMMオートファイナンス株式会社（現マツダクレジット株式会社）顧問 2015年6月 同社代表取締役社長執行役員 2019年8月 当社副社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2021年3月 当社代表取締役社長【現任】</p> <p>（取締役候補者とした理由） 事業会社での経営者としての経験も備えており、その知見と実績を活かし、豊富な経験と実績に裏打ちされたリーダーシップを発揮して当社グループの経営を牽引することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	70,782株
3	きた がわ おさむ 北 川 治 (1958年4月8日生)	<p>2007年4月 株式会社三井住友銀行企業情報部部长 2010年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）経理部理事兼企画部理事</p> <p>2011年4月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役執行役員 2011年10月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2015年4月 当社取締役専務執行役員 2017年4月 当社代表取締役専務執行役員 2022年4月 当社取締役上席執行役員兼ハピネスデンキ株式会社代表取締役社長【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） ハピネスデンキ株式会社 代表取締役社長</p> <p>（取締役候補者とした理由） 経営管理部門を長年統括し、当社グループの事業に通じており、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	56,011株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>新任</p> <p>だいもん あつし 大 門 淳 (1963年10月2日生)</p>	<p>2010年4月 株式会社三井住友銀行西野田法人営業部副部長 2014年11月 当社総合企画部専任部長兼海外業務室長兼経理部専任部長 2017年4月 当社財務部長兼企画部専任部長兼海外業務室長兼経理部専任部長 2019年4月 当社執行役員財務部長 2021年3月 当社執行役員経理部担当 2022年4月 当社常務執行役員経理部担当兼企画部担当兼システム企画部副担当【現任】</p> <p>(取締役候補者とした理由) 企業金融の知見を活かし、経理、企画部門を長年統括しており、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>	18,267株
5	<p>新任</p> <p>はな だ けい じ 花 田 恵 二 (1957年6月20日生)</p>	<p>2015年4月 パナソニックエコシステムズ株式会社本部品質・モノづくり推進室主幹 2016年1月 当社企画部専任部長 2016年4月 当社企画部ものづくり推進室長兼企画部専任部長 2017年4月 当社ものづくり・安全推進部長 2018年4月 サノヤスMTG株式会社（現サノヤステクノサポート株式会社）取締役ものづくり推進部長 2020年4月 サノヤス・エンジニアリング株式会社取締役製造本部長兼ものづくり革新部長兼品質保証部担当 2021年3月 当社執行役員サノヤステクノサポート担当兼サノヤステクノサポート株式会社代表取締役社長 2022年4月 当社執行役員サノヤステクノサポート担当兼システム企画部担当兼サノヤステクノサポート株式会社代表取締役社長【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) サノヤステクノサポート株式会社 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 製造・生産の分野における豊富な業務経験を活かし、技術的な視座から、取締役会の構成員として当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>	11,084株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">もり しげ お 森 薫 生 (1954年9月26日生)</p>	<p>1982年4月 弁護士登録（現在に至る） 1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 1999年4月 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） 2005年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）仮監査役 2005年6月 同社社外監査役 2011年10月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） 高麗橋中央法律事務所所長（弁護士） 株式会社関西フードマーケット 社外取締役（監査等委員）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	18,277株
7	<div style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">たか はし けん じ 高 橋 健 二 (1955年7月1日生)</p>	<p>2008年10月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）経営企画部長 2012年6月 同社常務執行役員技術・品質総括部長委嘱 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）執行役員 2013年4月 同社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所副所長委嘱 2014年4月 同社常務執行役員鹿島製鐵所長委嘱 2016年6月 同社代表取締役副社長技術開発本部長委嘱 2018年6月 同社常任顧問 2019年6月 日鉄テクノロジー株式会社代表取締役社長 2021年6月 同社取締役相談役【現任】</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 日本を代表する鉄鋼メーカーにおいて技術・経営に携わり、さらにCO₂の排出量削減、エネルギーの効率利用に係るソリューションサービスの知見も有する。こうした豊富な実務経験とビジネス・経営についての卓越した識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見が期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生) </div>	1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る） 1984年10月 デロイト・ハスキンス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年6月 同法人パートナー 2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職 2020年6月 当社社外取締役【現任】 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 米国公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。	1,317株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 薫生、副島寿香及び高橋健二の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。
4. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 高橋健二氏は、2022年6月24日付で日鉄テクノロジー株式会社の取締役相談役を退任する予定です。
6. 当社は、森 薫生、副島寿香の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、高橋健二氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 森 薫生、副島寿香の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。森 薫生、副島寿香の両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、高橋健二氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定です。
9. 所有する当社株式の数には、2022年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ だ たけ ろう 松 田 武 郎 (1956年12月22日生)	2001年4月 株式会社三井住友銀行事務統括部副部長 2002年10月 大和証券SMBC株式会社(現大和証券株式会社)業務部部长 2008年4月 プライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社 (現マツダクレジット株式会社)取締役専務執行役員 2015年6月 当社常勤監査役 2018年6月 当社取締役(常勤監査等委員)【現任】 (取締役候補者とした理由) 2015年に当社の常勤監査役就任以来、当社の事業運営に関する識見をもとに、監査において必要な情報収集や取締役等の職務執行の監査を行っており、職務の適切な遂行が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。	8,524株
2	社外 独立 なか お まこと 中 尾 誠 (1953年3月14日生)	2004年4月 株式会社三井住友銀行執行役員事務統括部長 2005年6月 同行執行役員個人業務部長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループコンシューマービジネス統括部長 2007年4月 同行常務執行役員 2008年5月 SMBCセンターサービス株式会社(現SMBCオペレーションサービス株式会社)代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役会長 2015年6月 当社社外監査役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)【現任】 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 会社経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	12,796株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">やま だ しげ よし 山 田 茂 善 (1954年10月12日生)</p>	<p>1982年 9月 デロイト・ハスキングス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年 8月 監査法人中央会計事務所（旧みずほ監査法人）入所 1987年 8月 公認会計士登録（現在に至る） 1988年 8月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）大阪事務所入所 1992年 7月 同法人代表社員 2007年 7月 同法人大阪事務所長 2014年 7月 同法人総括代表社員CEO【現任】 2015年 6月 当社社外監査役 2018年 6月 当社社外取締役（監査等委員）【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） 太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	12,796株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
 3. 中尾 誠氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年でした。
 4. 山田茂善氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年でした。
 5. 当社は、中尾 誠、山田茂善の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
 8. 所有する当社株式の数には、2022年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当株式の数
そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生)	<p>1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録(現在に至る)</p> <p>1984年10月 デロイト・ハスキングス&セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>2005年6月 同法人パートナー</p> <p>2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職</p> <p>2020年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 米国公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	1,317株

- (注) 1. 副島寿香氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 副島寿香氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 副島寿香氏は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。
5. 当社は、副島寿香氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 副島寿香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員とする予定です。

以上

(ご参考) 株主総会後のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の当社取締役会の構成及びその有する主な経験・識見・専門性等は、次のとおりとなります。

地 位	氏 名	経験・識見・専門性等						
		企業経営	営業戦略・マーケティング	製造・技術・研究開発・IT・デジタル	財務・ファイナンス・M&A	人事・労務・人財育成	法務・コンプライアンス・リスク管理	ESG・サステナビリティ
代表取締役会長	上 田 孝	○	○			○		○
代表取締役社長	北 達 伊 佐 雄	○	○		○		○	
取締役 上席執行役員	北 川 治	○			○	○	○	
取締役 常務執行役員	大 門 淳				○		○	
取締役執行役員	花 田 恵 二			○				○
取締役*	森 薫 生						○	○
取締役*	高 橋 健 二	○		○				○
取締役*	副 島 寿 香				○			○
取締役 (常勤監査等委員)	松 田 武 郎				○		○	
取締役* (監査等委員)	中 尾 誠	○			○	○	○	
取締役* (監査等委員)	山 田 茂 善				○			

(注) 1. * 印は社外取締役を表します。

2. 特に顕著に貢献できる経験・識見・専門性等(最大4つ)に○印を付けています。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が繰り返し行われるなど、厳しい状況が続きました。ワクチン接種率の上昇に伴い重症患者数は減少傾向にあり、制限緩和による経済活動の持ち直しがみられるものの、東南アジアをはじめ世界的な流行は収まりきらず、半導体をはじめ各種工業部品・部材の供給が滞る事象が頻発しています。また、地政学リスクの増大がこれらの部品・部材の供給遅滞や原材料価格の上昇に拍車をかけることが懸念され、予断を許さない状況が続いています。

このような状況下、レジャーセグメントの主力である遊園地施設運営において秋以降客足が戻り業績が好転しましたが、特に建設業向けセグメントにおいて、当社の部品・部材調達の遅れや、顧客事情による納期の延長及び発注の後ずれが発生し、業績に大きな影響を与えています。

この結果、当期における経営成績は、売上高は19,148百万円（前期比25,480百万円（57.1%）の減収、造船事業を除いた前期比では434百万円の増収）となり、営業利益は222百万円（前期は5,267百万円の営業損失、造船事業を除いた前期は598百万円の営業損失）、経常利益は205百万円（前期は5,154百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は434百万円（前期は3,685百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりです。なお、区分別の営業利益及び営業損失は配賦不能営業費用控除前のものです。

・産業向けセグメント

産業向けセグメントにおいては、2020年からのコロナ禍影響の解消が進み、各事業会社は引き合い・商談を再開、受注に至る案件が増加し、各工場も操業度を上げています。売上高については、半導体関連向け精密機械加工、農機及び特装自動車用部品の工場が年間を通してフル稼働状態を継続、ショットブラストマシンの製造も下期からはフル操業となりました。一方、化粧品製造装置では夏場以降顕在化した設備投資案件を確実に捕捉したものの上期の受注不足を補い切れず、これらの結果、セグメント売上高は前期比微減収となりました。営業利益については、精密機械加工、化粧品製造装置及び食品産業用タンクの増益により、前期比増益となりました。受注については、期初出遅れた化粧品製造装置の受注が大きく進展し、食品産業用タンク及びショットブラストマシン受注の増加を合わせて、前期比大幅受注増となりました。この結果、当期の売上高は9,416百万円（前期比48百万円の減少）、営業利益は856百万円（前期比179百万円の増加）、受注高は9,708百万円（前期比2,421百万円の増加）、受注残高は4,212百万円（前期比1,146百万円の増加）となりました。

・建設業向けセグメント

建設業向けセグメントにおいては、従来、コロナ禍の影響は比較的軽微でしたが、秋以降、当社製品に使用する電子部品・部材の調達に長納期化するケースが頻出する事態となっています。特に高層ビル用の動力制御盤等において電子部品・部材の不足が著しく、業況に大きな影響が出ている他、機械式駐車装置のリニューアル・修繕においても工事の遅延が発生しています。この結果、売上高については、動力制御盤等の売上が前期比大きく減少したもののこれらを建設工事用エレベーターと空調衛生給排水設備工事の増収によって補い、微増収となりました。一方、営業利益は、動力制御盤等の減益を他の事業の増益では補い切れず小幅な減益となりました。受注については、建設工事用エレベーターは前期を上回りましたが、動力制御盤等については、部品・部材の長納期化が影響し、前期比減となりました。この結果、当期の売上高は7,192百万円（前期比19百万円の増加）、営業利益は288百万円（前期比27百万円の減少）となり、受注高は6,477百万円（前期比427百万円の減少）、受注残高は4,333百万円（前期比203百万円の増加）となりました。

・レジャーセグメント

レジャーセグメントにおいては、2021年9月まではコロナ禍による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによる遊園地営業の休止要請、水際対策によるインバウンド客の消失など厳しい事業環境が継続しましたが、ワクチン接種の普及等により最悪期を脱し、緊急事態宣言の解除された2021年10月以降、利用客は増加に転じました。その後、オミクロン変異株の流行の影響が一時懸念されたものの、遊園地施設運営の売上高は大幅に増加しました。また、遊園地からの遊戯機械の部品交換や修理のニーズが復活し、当期では、営業黒字に転じました。一方、遊戯機械販売においては、第2四半期に東武動物公園から水上木製コースター「レジーナ」のリニューアル工事を受注したものの、遊園地の新規投資意欲は総じて低調であったため、当面の部品・修理ニーズへ積極的に対応し受注高を積み上げました。この結果、当期の売上高は2,539百万円（前期比464百万円の増加）、営業利益は342百万円（前期は418百万円の営業損失）、受注高は1,875百万円（前期比1,169百万円の増加）、受注残高は1,176百万円（前期比1,022百万円の増加）となりました。

（単位：百万円）

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
産業向けセグメント	9,708	9,416	4,212
建設業向けセグメント	6,477	7,192	4,333
レジャーセグメント	1,875	2,539	1,176
計	18,061	19,148	9,721

（注） レジャーセグメントにおける遊園地施設の運営管理受託に関しましては、受注高及び受注残高に含めておりません。

2. 設備投資の状況

当期、当社グループでは総額1,073百万円の設備投資を実施しました。主なものは、みづほ工業株式会社におけるテクニカルセンター新築507百万円及びサノヤス精密工業株式会社における甲府工場改修176百万円です。

3. 資金調達の状況

当期において、重要なものではありません。

4. 企業再編等の状況

- ① 2021年4月1日、当社は、当社グループ向けシステム関連資産の保有及び維持管理等に関する事業を吸収分割により、当社の連結子会社であるサノヤステクノサポート株式会社に承継させました。また、同日、当社は、サノヤステクノサポート株式会社より、M & Tグループに属する事業会社の株式及び統括機能を吸収分割により承継しました。
- ② 2021年4月1日、当社の連結子会社であるサノヤス・プラント工業株式会社は、みづほ工業株式会社を吸収合併しました。また、同日、サノヤス・プラント工業株式会社は、みづほ工業株式会社に商号を変更しました。

5. 対処すべき課題

当社は、2021年4月12日、「新サノヤスグループ 中期経営計画2021」を公表し、以後4年間で中期経営計画期間とし、2024年度には売上高300億円、経常利益率6%、ROE 10%を達成すべき目標として明示しました。

計画初年度にあたる当期は、売上高200億円、営業利益6億円、経常利益5億円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億円と計画しましたが、先述のとおり計画未達に終わりました。

2年目にあたる次期の連結業績見通しについては、引き続きコロナ禍による部品・部材の不足や原材料価格の上昇が継続するとみており、中期計画の売上高230億円、経常利益10億円を修正し、売上高210億円、営業利益5億円、経常利益5億円、親会社株主に帰属する当期純利益3億円と予想しております。

中期経営計画における成長戦略のひとつとして、積極的なM&Aを掲げており、2022年5月13日に開示したとおり、今年8月1日付で配電盤・分電盤・制御盤等のメーカーである松栄電機株式会社を子会社化することを予定しています。

また、当期から「サステナビリティ推進委員会」を設立するとともに、CO₂の排出削減をはじめとする7つのマテリアリティを特定・公表し、ESG経営の実践を強固にするべく取り組んでいます。

こうした施策はもとより、コーポレートガバナンスの一層の充実とIR活動の推進に努めつつ、既存事業の成長と積極的なM&Aによる収益体制と経営基盤の強化を図り、中期経営計画の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期<当期> (2022年3月期)
受 注 高(百万円)	43,632	37,322	45,278	18,061
売 上 高(百万円)	48,144	49,805	44,628	19,148
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	1,326	△1,710	△5,154	205
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(百万円)	1,383	△2,211	△3,685	434
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	42円45銭	△67円87銭	△112円47銭	13円17銭
純 資 産(百万円)	14,654	11,660	7,098	7,871
総 資 産(百万円)	67,110	63,681	26,401	25,428

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第10期より、建設業向けセグメントにおける機械レンタルを受注高に含めています。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サノヤステクノサポート株式会社	百万円 10	100.0%	関係会社に対する技術及びシステム等の支援
サノヤス・エンジニアリング株式会社	35	100.0	機械式駐車装置、ショットブラストマシンの製造及び保守点検並びに建設工事用エレベーターの製造及びレンタル
サノヤス精密工業株式会社	60	100.0	各種産業機械部品、農機及び特装自動車用部品の製造及び組立
みづほ工業株式会社	60	100.0	化粧品及び医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造、純水装置及び排水処理装置の製造並びに各種タンクの設計及び施工
山田工業株式会社	100	100.0	空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検並びに医療廃棄物処理装置の製造
ハピネスデンキ株式会社	100	100.0	電気機械器具製造及び電気工事
サノヤス・ライド株式会社	100	100.0	遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営
サノヤス・ライドサービス株式会社	80	100.0	遊園地施設の運営管理の受託
美之賀機械（無錫）有限公司	千人民元 3,266	100.0	工場排水処理装置の製造

- (注) 1. 当社の議決権比率は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 2021年4月1日、サノヤステクノサポート株式会社は、当社より、当社グループ向けシステム関連資産の保有及び維持管理等に関する事業を吸収分割により承継しました。また、同日、サノヤステクノサポート株式会社は、M&Tグループに属する事業会社の株式及び統括機能を吸収分割により、当社に承継させました。
3. 2021年4月1日、サノヤス・プラント工業株式会社は、みづほ工業株式会社を吸収合併しました。また、同日、サノヤス・プラント工業株式会社は、みづほ工業株式会社に商号を変更しました。
4. 2021年11月30日、サノヤス・ライド株式会社は、資本金を100百万円に減資しました。
5. 2022年4月1日、山田工業株式会社は、サノヤス・エンテック株式会社に商号を変更しました。

③ 当期末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
みづほ工業株式会社	大阪市西成区南津守六丁目1番109号	4,412百万円	18,621百万円

8. 主要な事業内容

当期末における当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

区 分	主 要 営 業 品 目
産 業 向 け セ グ メ ン ト	ショットプラストマシンの製造及び保守点検 各種産業機械部品の製造及び組立 農機及び特装自動車用部品の製造及び組立 化粧品及び医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造 純水装置及び排水処理装置の製造 各種タンクの設計及び施工 環境衛生装置の製造及び保守点検 医療廃棄物処理装置の製造
建 設 業 向 け セ グ メ ン ト	機械式駐車装置の製造及び保守点検 建設工事用エレベーターの製造及びレンタル 空調衛生給排水設備の設計及び施工 電気機械器具製造及び電気工事
レジャーセグメント	遊園地遊戯機械設備の製造 遊園地運営及び遊園地施設の運営管理の受託

9. 主要な営業所及び工場

当 社	[本 社] 大阪市北区
サノヤステクノサポート株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
サノヤス・エンジニアリング株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 東京テクノセンター（千葉県成田市）、大阪テクノセンター（大阪 市都島区）、広島工場（広島県東広島市）、宮崎工場（宮崎県日向 市）
サノヤス精密工業株式会社	[本 社] 兵庫県三田市 [工 場] 本社工場（兵庫県三田市）、甲府工場（山梨県甲府市）
みづほ工業株式会社	[本 社] 大阪市西成区 [工 場] 本社工場（大阪市西成区）
山田工業株式会社	[本 社] 大阪市中央区
ハピネスデンキ株式会社	[本 社] 東京都大田区 [工 場] 茨城工場（茨城県古河市）、大阪工場（大阪府大東市）、 九州工場（福岡市博多区）
サノヤス・ライド株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 三田工場（兵庫県三田市）、九州工場（熊本県玉名郡）
サノヤス・ライドサービス株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
美之賀機械（無錫）有限公司	[本 社] 中国 江蘇省 無錫市

10. 従業員の状況

事業区分	従業員数
産業向けセグメント	354名 [9名]
建設業向けセグメント	330名 [29名]
レジャーセグメント	200名 [142名]
全社(共通)	69名
合計	953名 [180名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,600
株式会社関西みらい銀行	1,440
株式会社りそな銀行	730
三井住友信託銀行株式会社	400

II. 株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,137,420株（うち自己株式47,214株）
3. 株 主 数 14,661名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サ ノ ヤ ス 共 栄 会	2,602,300	7.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,365,400	7.15
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,425,000	4.31
ス ト ラ ク ス 株 式 会 社	1,402,000	4.24
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,123,000	3.39
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,120,000	3.38
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	650,000	1.96
石 田 眞 信	649,700	1.96
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	564,000	1.70
株 式 会 社 タ ク マ	534,000	1.61

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期的な当社の企業価値向上を図るインセンティブ及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。これを受け、2021年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年7月21日に普通株式231,954株（当社執行役員及び当社子会社取締役への交付分を含む）を発行しています。なお、当社の取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	74,307株	3名
社 外 取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長	上 田 孝		
代表取締役 社長	北 達 伊佐雄		
代表取締役 専務執行役員	北 川 治	社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO) 兼 企画部担当	
取 締 役	森 薫 生		高麗橋中央法律事務所所長 (弁護士) (株)関西フードマーケット 社外取締役監査等委員
取 締 役	副 島 寿 香		
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 武 郎		
取 締 役 (監査等委員)	中 尾 誠		
取 締 役 (監査等委員)	山 田 茂 善		太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO

- (注) 1. 取締役 森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、社外取締役であります。
2. 社内各種情報へのアクセスと情報収集能力の担保及び監査体制の確保を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 副島寿香氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 山田茂善氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 森 薫生氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
6. 監査等委員である取締役 山田茂善氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
7. 取締役 森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 2021年6月22日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって、松本裕之、谷口哲郎の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

- (注) 9. 当期中及び2022年4月1日付で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

氏名	変更年月日	変更前	変更後
北川 治	2021年6月1日	代表取締役専務執行役員 社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO)	代表取締役専務執行役員 社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO) 兼 企画部担当
北川 治	2022年4月1日	代表取締役専務執行役員 社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO) 兼 企画部担当	取締役上席執行役員 ハピネスデンキ株式会社 代表取締役社長

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

3. 取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・当該方針の決定の方法

取締役会の決議により決定したものです。

・当該方針の内容の概要

1.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たし株主との価値共有を図ることを基軸とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

2.基本報酬（金銭報酬）に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3.業績報酬（金銭報酬）の内容及び当該報酬額の決定に関する方針

業績報酬は、業績向上に対する意識を高めるため前年度の業績評価に応じて月例の固定報酬に加算支給するものとし、評価項目、指標等は中期経営計画との整合を図りつつ、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた上で決定する。

4.株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び当該株式報酬割当数の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との価値共有を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を毎年一定の時期に支給するものとし、その割当数は基本報酬に準じ、役位、職責に応じて当社の業績等を総合的に勘案して決定する。

5.金銭報酬、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。（単年度予算を達成し、中期経営計画が順調に進捗している場合）

基本報酬	業績報酬	株式報酬
70%	20%	10%

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び各取締役の担当部門の成果結果を踏まえた業績報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ・当期中に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、当該方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式のための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち監査等委員である社外取締役は2名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、当期において、2021年6月22日開催の取締役会にて、代表取締役会長 上田孝及び代表取締役社長 北達伊佐雄に取締役の個人別の報酬等のうち一部の決定を委任する旨を決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び前年度の業績評価を踏まえた業績報酬の額の決定であり、委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役へ評価配分を行う者は代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適していると判断したためです。委任にあたって取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会での審議結果を前提として決定されるべき旨を附帯決議しております。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役の個人別の割当数を決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績報酬	株式報酬	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	104	85	8	10	7
監査等委員である取締役	28	28	—	—	3
合 計 (うち社外取締役)	133 (29)	113 (29)	8 (—)	10 (—)	10 (5)

- (注) 1. 2021年6月22日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の報酬額を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬は、2020年7月及び2021年7月に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当期における費用計上額を記載しております。
5. 株式報酬の内容は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬

付与年月日	株式数	交付対象者数
2020年7月8日	普通株式 58,161株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 4名
2021年7月21日	普通株式 74,307株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名

4. 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 薫 生	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、弁護士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役	副島 寿 香	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、米国公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	中尾 誠	取締役会 13回中13回	経営の意思決定の適正性確保のため、企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中13回	
取締役 (監査等委員)	山田 茂 善	取締役会 13回中12回	経営の意思決定の適正性確保のため、公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中12回	

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名または名称

ひびき監査法人

- (注) 有限責任あずさ監査法人は、2021年6月22日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに、ひびき監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

2. 報酬等の額

- ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

28百万円

- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

- (注) 1. 監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当期の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当期において、有限責任あずさ監査法人に支払われた報酬等はありません。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,508	流動負債	8,573
現金及び預金	3,436	支払手形及び買掛金	3,003
受取手形及び売掛金	4,521	短期借入金	950
契約資産	534	1年内返済予定の長期借入金	2,007
電子記録債権	573	未払法人税等	289
商品及び製品	189	契約引当金	481
仕掛品	938	賞与引当金	364
原材料及び貯蔵品	827	保証工事引当金	88
その他	497	資産除去債	273
貸倒引当金	△10	リース債	302
固定資産	13,919	その他	813
(有形固定資産)	(7,793)	固定負債	8,983
建物及び構築物	2,800	長期借入金	4,878
機械装置、運搬具及び工具器具備品	1,901	繰延税金負債	784
土地	2,873	繰延税金負債	1,232
建設仮勘定	219	退職給付に係る負債	1,773
(無形固定資産)	(1,081)	資産除去債	309
のれん	711	その他	5
ソフトウェア	353	負債合計	17,557
その他	17	純資産の部	
(投資その他の資産)	(5,044)	株主資本	5,818
投資有価証券	4,384	資本金	2,581
繰延税金資産	166	利益剰余金	3,246
退職給付に係る資産	293	自己株式	△9
その他	208	その他の包括利益累計額	1,965
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	1,925
資産合計	25,428	繰延ヘッジ損益	12
		為替換算調整勘定	39
		退職給付に係る調整累計額	△11
		新株予約権	86
		純資産合計	7,871
		負債及び純資産合計	25,428

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		19,148
売上原価		14,488
販売費及び一般管理費		4,659
営業利益		4,436
営業外収益		222
受取利息及び配当金	135	
その他	52	188
営業外費用		
支払利息	133	
その他	72	206
経常利益		205
特別利益		
投資有価証券売却益	40	
退職給付制度終了益	-	45
特別損失		
投資有価証券評価損失	11	
減損損失	9	
投資有価証券売却損	1	22
税金等調整前当期純利益		227
法人税、住民税及び事業税	446	
法人税等調整額	△653	△207
当期純利益		434
親会社株主に帰属する当期純利益		434

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,113	流動負債	7,513
現金及び預金	1,427	短期借入金	5,297
原材料及び貯蔵品	6	1年内返済予定の長期借入金	1,896
未収入金	657	未払金	120
前払費用	24	未払費用	3
短期貸付金	992	未払法人税等	153
その他の	3	賞与引当金	24
固定資産	15,508	その他の	18
(有形固定資産)	(0)	固定負債	5,010
建物	0	長期借入金	4,027
工具器具備品	0	退職給付引当金	313
(無形固定資産)	(0)	繰延税金負債	662
借地権	0	資産除去債務	5
電話加入権	0	その他の	2
ソフトウェア	0	負債合計	12,524
(投資その他の資産)	(15,508)	純資産の部	
投資有価証券	3,157	株主資本	4,512
関係会社株式	12,255	資本金	2,581
前払年金費用	22	資本剰余金	1,675
その他の	74	資本準備金	1,154
資産合計	18,621	その他資本剰余金	521
		利益剰余金	264
		その他利益剰余金	264
		繰越利益剰余金	264
		自己株式	△8
		評価・換算差額等	1,497
		その他有価証券評価差額金	1,497
		新株予約権	86
		純資産合計	6,096
		負債及び純資産合計	18,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		819
一 般 管 理 費		895
営 業 損 失 (△)		△75
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	117	
そ の 他	2	120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108	
そ の 他	10	119
経 常 損 失 (△)		△74
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40	40
特 別 損 失		
退 職 給 付 制 度 終 了 損 失	25	
減 損 損 失	9	34
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△69
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△321
法 人 税 等 調 整 額		△12
当 期 純 利 益		264

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	安	岐	浩	一
業務執行社員					
業務執行社員	公認会計士	宮	本	靖	士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	安	岐	浩	一
業務執行社員	公認会計士	宮	本	靖	士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

サノヤスホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松田 武郎 ㊟

監査等委員 中尾 誠 ㊟

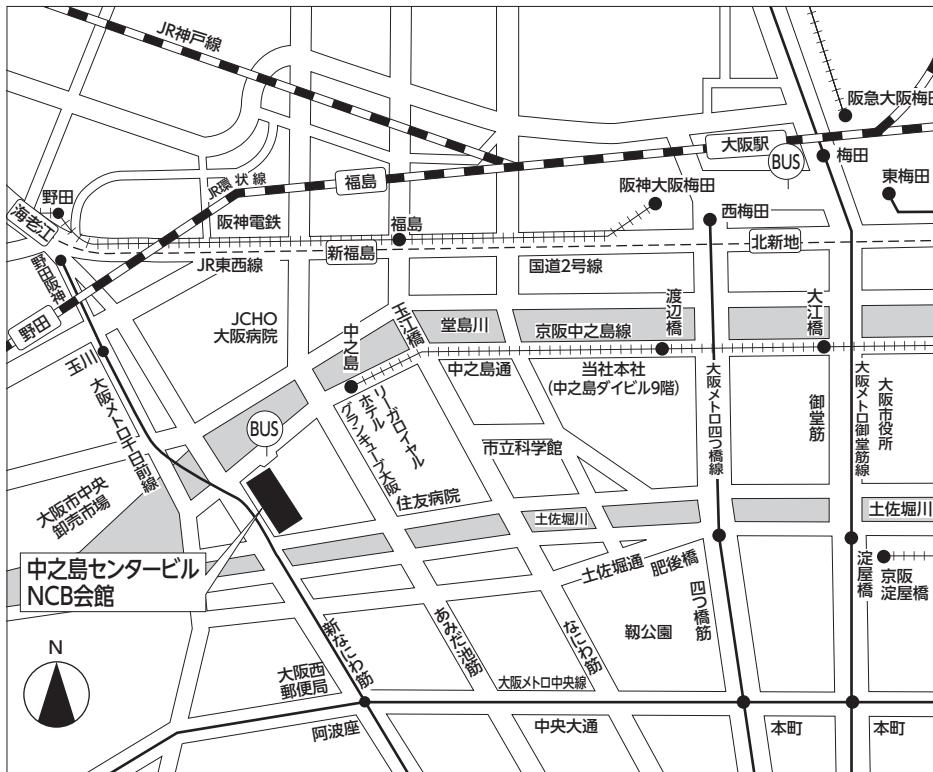
監査等委員 山田 茂善 ㊟

(注) 監査等委員 中尾 誠及び山田茂善は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内 NCB会館 3階「花の間」



- 京阪電車／中之島線 「中之島駅」(2番出口)から徒歩約5分
 - 大阪メトロ／千日前線・中央線 「阿波座駅」(9番出口)から徒歩約7分
 - JR環状線／「野田駅」から徒歩約10分
 - JR東西線／「新福島駅」から徒歩約8分
 - 大阪シティバス／「大阪駅」駅前バスターミナルから53系統(船津橋行)「船津橋」下車すぐ
- *ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。